



2025年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社SCREEN ホールディングス
代 表 者 名 取締役社長 廣江 敏朗
(コード番号 7735 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営戦略本部
コーポレートコミュニケーション室長
乙部 千穂
TEL (075) 414 - 7233

再発防止策の策定および関係者の処分に関するお知らせ

当社は、2025年1月14日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会の調査の結果、当社の子会社において、一部、不適切な行為に基づく収益認識にかかる会計処理が行われていたことが認定されました。当社は、同委員会による不適切な行為の発生原因の分析および再発防止策の提言を真摯に受け止め、2025年2月28日開催の取締役会において、再発防止策および関係者の処分を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後再発防止策を着実に実行し、信頼回復に向けて尽力してまいります。

記

1. 不適切行為概要と調査結果

SCREEN グループの半導体製造装置事業における装置は、原則として、顧客が指定する場所へ据付することにより、履行義務が充足したとして収益認識を行っています。一方、顧客の投資計画変更等により装置が据え付けされずに顧客の倉庫で長期保管されるような案件について、顧客より据付作業は不要との合意書（Side Letter。以下、「SL」という。）を受け取った場合、装置を顧客に引き渡した時点で収益認識を行っておりました。

この点、2024年3月期に据付作業が不要とのSLを受け取り、売上を計上した装置の一部で、2025年3月期に据付作業を行っていたことが判明しました。さらに、SLを受領しているにも関わらず、別途、「顧客の要望があれば無償で据付作業を行う」といった内容を顧客との間で合意しているメールや文書（以下、「SSL」という。）が発見されました（以下、「本件不適切行為」という。）。2024年3月期において、当該手法を用いた取引は、当社の100%国内子会社である株式会社SCREEN セミコンダクターソリューションズ（以下、「SPE社」という。）で23件発生し、それら全てについて不適切行為に該当すると判断されました。

2. 本件不適切行為が発生した原因の分析

調査報告書における本件不適切行為が発生した原因の分析結果の要約は、以下のとおりです。なお、調査報告書の原文につきましては、2025年1月14日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 収益認識基準と現場の乖離

SPE社の装置販売において、据付完了基準を前提とすると、装置納入後も顧客都合により据付作業が実施できない場合には、売上計上ができず長期在庫の扱いとなる。また、SLは装置に係る据付作業が不要となった場合に用いられるものであるが、これまで装置を据え付けなかった実績はなく、SL処理自体がビジネスの実態と合致していない。このように、収益認識基準とSPE社の現場の取扱いが乖離している中で対応しなければならなかったことが原因の一つ。

(2) 業務プロセスの周知不足

SPE社の経理規定実施細則において、例外的な処理についてはSPE社の経理財務責任者の指示を仰がなければならない旨が規定されているものの、SPE社におけるマニュアルなどにおいてはその旨にかかる業務プロセスが明文化されていなかった。

(3) 社内チェック機能の不全

A) 業務プロセスにおけるチェック機能

SL処理のような例外処理につき、SPE社の業務課によるチェックが形式的な要件の確認にとどまった、また本来はSPE社の業務課および経理財務責任者による精査・検討が予定されていたが、実際には同課の担当者1名が確認するのみであった。

B) システムによるチェック機能不備

SPE社のERPシステム上では、SL案件の識別およびSL案件について事後的に据付が行われているかの管理ができるものではなく、SPE社のシステムはSL処理に関するチェック機能を有していなかった。

(4) コンプライアンス意識・リスク認識の甘さ

関与者がSL処理の条件として、顧客が装置の据付を放棄する必要があることは十分に理解しながら、SL処理の条件と明らかに矛盾するSSLを用いた運用を行っている点において、コンプライアンス意識が不十分であった。また、SLと矛盾するSSLを顧客に交付することの法的リスクについても認識が甘かった。

3. 再発防止策の概要

(1) 収益認識基準の見直し

① Side Letterの廃止

本件不適切行為の引き金となったSLの運用を廃止しました。今後、顧客の投資計画変更等により装置が据え付けされずに顧客の倉庫で長期保管されるような案件が発生した場合には、個々の契約内容や取引実態を踏まえて、あるべき会計処理を検討し、会計監査人にも相談のうえ、慎重に対応いたします。

② 収益認識基準の継続的な検討

SPE 社における装置販売の原則的な収益認識基準は据付完了基準です。装置の据付が完了した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該時点において履行義務が充足されると判断し、装置本体と据付・調整に関するサービスを一体として収益を認識しています。

上記の原則的な収益認識基準は、過去に当社にて会計基準に照らして整理し会計監査人の合意を得たものであり、現時点において直ちに変更を要するものとは考えておりませんが、今後も継続的に実態に即したものであることを確かめ、適宜見直し要否を検討してまいります。

(2) 業務プロセスの周知・徹底

① 業務フローの明確化と周知徹底

SPE 社のマニュアルにおいて、例外処理を含め、関連する業務フローを明確化し、ポータルサイトに掲示すると共に、説明会等を開催し、SPE 社および SPE 社の業務委託先である SCREEN グループ各社に周知し、徹底すべく運用してまいります。

② 関連規程類の見直し

装置販売以外の取引を含め、取引のパターン別に、SPE 社の原則的な収益認識基準を列挙し、SPE 社の「経理規定実施細則」にて明文化します。ここで列挙した基準以外を「例外処理」と定義し、例外処理については、当社の財務戦略本部の事前決裁を経たうえで、SPE 社の経理財務責任者による決裁を要することとします。

なお、「経理規定実施細則」の見直しについては SPE 社のみならず、他の子会社への展開も進めてまいります。

③ 収益認識基準等の周知

当社の経理・財務室が主体となり、SPE 社を含めた SCREEN グループ各社の役職員・従業員に対し、本件不適切行為を事例とした研修を実施し、財務報告の信頼性の確保の必要性と重要性、収益認識に関する会計基準の目的・概要・影響、および SCREEN グループにおける原則的な収益認識基準の周知を改めて行います。

(3) 社内チェック機能の拡充

A) 業務プロセスにおけるチェック機能

チェックポイント等の明確化

(2)①における業務フローにおいて、チェックポイントや承認者を明確化します。通常と異なる特殊案件については、SPE 社経理財務責任者および当社経理・財務室と協議し、その記録を残します。

B) システムによるチェック機能

IT システムの活用

システム上で例外処理を識別できるよう、SPE 社の関連システムに売上区分情報を追加するなどの機能強化を図ります。

(4) コンプライアンス教育の実施等

① コンプライアンス教育の拡充

本件不適切行為も題材として取り入れ、SPE 社および本件に関係した子会社に対して教育を実施します。また、コンプライアンス強化月間を定め、グループ各社の役員・従業員を対象とするコンプライアンス教育を実施します。さらに、各教育においては、経営トップによるメッセージを示し、改めてコンプライアンスの重要性の再認識を促します。これらによりコンプライアンス意識の浸透・徹底を図ります。

② 内部通報制度の周知

グループ共通の内部通報制度のより一層の周知を図り、活用を促します。

4. 関係者の処分

本件にかかる管理監督責任および経営責任を厳粛に受け止め、以下のとおり役員につき報酬の一部を自主返上するとともに、関係者の処分等を行うことといたしました。

(1) 役員報酬の自主返上

① 当社

代表取締役 取締役社長 (CEO) 月額報酬の 10% (3 ヶ月)

代表取締役 専務取締役 (CFO) 月額報酬の 10% (3 ヶ月)

専務執行役員 月額報酬の 10% (3 ヶ月)

(本件当時は SPE 社の代表取締役 社長執行役員)

② SPE 社

代表取締役 社長執行役員 月額報酬の 5% (3 ヶ月)

(本件当時は執行役員 CSR 担当)

取締役 常務執行役員 月額報酬の 10% (3 ヶ月)

上席執行役員 月額報酬の 5% (3 ヶ月)

(2) 関係者の処分等

本件に関し、当社および SPE 社ならびにその子会社の管理者従業員等に対し、社内規定に基づく厳正な処分等を行うことといたしました。

以 上